

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

国税庁、非上場株式の財産評価通達を改正

非上場株式の評価をめぐる裁判の確定を受け、国税庁が
ついに評価通達を見直しました。改正されたのは純資産価
額方式による評価対象の判定基準です。

非上場会社の株式の評価方法には、比較的評価が低めに
抑えられる類似業種比準方式と、含み益がそのまま株価に
反映する純資産価額方式、そしてこれらの併用方式があり
ます。規模の大きな非上場会社(大会社)は原則として類
似業種比準方式によることとされていますが、株式保有割
合25%以上の「株式保有特定会社」については租税回避
防止のため純資産価額方式で評価することとされていま
した。

しかし、ある裁判によって状況が一変。一石を投じたの
は「吉野工業事件」です。大手ペットボトル製造会社の
大株主である経営者とその親族は、母親の死亡により相続
した同社株式を類似業種比準方式により評価して申告した
ところ、税務署は評価が低過ぎるとしてこれを否認。同社
の株式保有割合が25.9%であったことから「株式保有
特定会社」に当たるとし、50億円の追徴課税を行ったこ
とから裁判に発展しました。争点は、平成2年に設けられ
た25%基準が同社株の評価に適用できるかということ
でした。

東京高等裁判所は、株式保有特定会社の株式を純資産価
額方式により評価すること自体は合理的と認められるも
の、平成9年の独占禁止法の改正に伴って会社の株式保
有に関する状況が大きく変化していることなどから、「株
式保有割合25%という数値はもはや資産構成が著しく
株式等に偏っているとまでは評価できない」と判断しまし
た。

この判決を受けて国税庁はこのほど、パブリックコメン

トを募った上で通達を見直し、株式保有特定会社の判定基
準を従来の「25%以上」から「50%以上」に引き上げ
ました。

改正通達は平成25年5月27日以後の相続、遺贈、贈
与からの適用。また、平成25年5月26日以前に相続等
により取得した財産を評価する場合にも適用でき、過去に
相続税等の申告により納めすぎってしまった場合でも更正
の請求により納めすぎた相続税等の還付を行うことがで
きます。ただし、法定申告期限から5年経過している相続
税等については減額することができません。

会計士協、監査契約の消費税、25年9月までの 締結分は旧税率適用

平成25年9月30日までに締結された監査契約には
旧税率が適用されることが、日本公認会計士協会(山崎彰
三会長)が6月12日に公表した「監査契約における消費
税率に関する経過措置の適用について」で明らかにされま
した。これは、平成26年4月1日以後に消費税率が引き
上げられることを受け、「経過措置」の扱いを国税庁課税
部消費税課に確認したものです。

経過措置によると、「平成8年10月1日から25年1
0月1日の前日までに締結した契約に基づき、26年4月
1日以後に一括して目的物の引渡しが行われる工事の請
負等」には旧税率が適用されます。この対象として監査契
約は、「建物等請負その他これに類する契約」であり、監
査報告書の作成・交付が「目的物の引渡し」に当たる等か
ら、該当することになります。

結果、平成25年9月30日までに締結された監査契約
に基づき、26年4月1日以後に監査報告書を引渡す監査
については、経過措置により、旧税率が適用されます。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 6月分(特例の場合は1~6月分)源泉所得税の納付 | 納付期限.....7月10日 |
| 2. 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....7月31日 |
| 3. 11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....7月31日 |
| 4. 8月・11月・2月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....7月31日 |